

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年3月4日（木） 午後2時22分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・林副委員長・三輪委員・吉津委員・橋本委員
中平委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・佐伯主任
8. 協議事項
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案16件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後2時22分 閉会 午後3時00分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月4日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 7 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それではこれより、本委員会に付託されました議案 16 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 33 号「長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

梶山油谷支所長 議案第 33 号は、支所及び出張所設置条例の一部を改正するものであり、本年 6 月 1 日から油谷支所宇津賀出張所を宇津賀郵便局内に移転し、行政事務の一部を当郵便局に包括的に委託することについて、この度日本郵便株式会社と市との間の協議が整ったことから条例で規定する同出張所の位置を改めるものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 33 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 39 号「地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

梶山油谷支所長 議案第 39 号は議案第 33 号に関連し、先ほど申し上げましたとおり行政事務の一部を取り扱う郵便局として宇津賀郵便局を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 39 号について、原案のとおり可決すること

に賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。

— 休憩 14 : 26 —

— 再開 14 : 27 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 16 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

長尾企画総務部長 それでは議案第 16 号について補足説明を行います。本議案は議案参考資料 2 ページから 3 ページまでに記載のとおり、職員に支給する給与から控除できる項目に職員宿舍使用料を追加するものでございます。これにつきましては、本市から山口県や山口県後期高齢者医療広域連合等に派遣した職員または国、県などから派遣された職員のために市が借り上げたアパート等の職員宿舍の使用料につきましてこれまで条文中の「その他、市長が特に認めるもの」を根拠として控除しておりましたが、監査委員からのご指摘がございまして、項目として明文化すべきとの指摘を受け、今回の改正をするものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 34 号「長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

長尾企画総務部長 それでは議案第 34 号につきまして補足説明をします。本議案は、議案参考資料 3 ページから 6 ページまでに記載のとおり、本年 2 月 13 日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴うもので、各条例中に、新型コロナウイルス感染症の定義として引用している関係法令の改正等により、新たに定義を定めるものでございます。これの対象となる条例といたしましては長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例、長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例、長門市国民健康保険条例、長門市介護保険条例の 4 条例となります。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。） ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 34 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 14 : 30 —

— 再開 14 : 31 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号「長門市環境整備協力費基金条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは議案第 15 号につきまして補足説明を行います。本議案は議案参考資料 1 ページに記載のとおり令和 2 年 9 月 6 日に営業を開始いたしましたボートレースチケットショップながとにおける勝舟投票券の売上に関し、下関市公営企業管理者と締結した協定書に基づき、その 100 分の 1 に相当する額を上限に、本市に対して支払われる環境整備協力費基金について用途を明確化し、有効活用を図るため、基金条例を定めるものでございます。条例では第 1 条でその目的を示すほか、第 6 条の処分規定においては教育及び子育て環境の整備、地域活性化、チケットショップ周辺の環境整備の 3 つの事項の財源に充てる場合に処分することができるとしています。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 まず基金の処分についてお尋ねします。これは条例で言うところの第 6 条関係になりますけども、処分の場合は次の事項の財源に充てる場合に限りその全部又は一部を処分できることを規定していますね。それで 1 号は教育及び子育て環境の整備を図るための財源に充てるときとありますけど、これはどういう内容となっているんですか。

堀企画総務部政策調整監 まず用途として教育及び子育て環境の整備を図るための財源に充てるということについてのご質問でございますが、これにつきましては周辺自治会の協議の中で、ご要望のございました内容に基づき、福祉さらには子育て環境の整備ということで、例えば例を上げますと、青少年対策教育環境といったことを、ハード、ソフト全般に使えるものということでの条例整備をさせていただいたところでございます。

林委員 今の堀調整監のお話だと、これはたぶん 2 号、3 号も同じだと。主旨は。

その基金に充てて処分する時に、そういう政策的費目に充てていく。その場合は当然一般会計で処理されますから、当然それぞれの所管課に振り分けられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

堀企画総務部政策調整監 委員お見込のとおりでございます。

林委員 それで議案参考資料には、一応今年度分の売上見込みというか、その年間の歳入見込みというのが 600 万円程度というふうに明記され、年間で言えば 1,000 万円程度の歳入があるだろうと。で、売上額の 100 分の 1 ということで鑑みると、大体この基金には 1,000 万円積み立てていけると。で、その処分の財源に、処分の条文にある事項に該当する場合にはその全部又は一部を処分することができるということなんですけど、この積み立てるお金の原資というのは単純に言ったら何になるんですか。

堀企画総務部政策調整監 原資といたしましては先の令和元年 7 月 1 日に協定を結ばせていただきました協定書に基づいた、その協定書内の第 5 条に規定しております環境整備協力費、これにつきましては先ほど委員の質問の中にございましたとおり、長門における乙の売上の 100 分の 1 に相当する金額を上限として甲に支払うものと規定されているものでございます。

林委員 単純に考えると、要するに舟券を買った売上、もっと言えばボートレースというのはだいたい還元率が 75 パーセントと一般的に言われています。つまり 1 万円の舟券を買って 7,500 円が戻ってくるくらいの還元率があるだろうと言われる公営ギャンブル。だから 1 万円で考えると 7,500 円は舟券を買った人に当然返っていく。2,500 円分がそれぞれ配分されていくというようなかたち。従ってこの基金条例に積み立てるお金というのは舟券を買ったお金なんですよ。例えで言うと。ギャンブルを行なった人たちのお金が原資になっている。もっと言えば負けた人のお金が原資になっているということも考えられなくもない。と思いませんか。

堀企画総務部政策調整監 委員ご指摘の考え方もございます。当然あるものというふうには思っております。ただ、公営企業としての下関の財源の中で、協定の中でこういうかたちを取らせていただいたものでございまして、原資というところまでの考え方の中での整理はさせていただいているものではございませんので、特にその点についての考え方については、我々の方では整理をしていないところでございます。ただ、当然その協定書の第 6 条等で国土交通省、国土交通大臣からの認定を受けた施設での公益的な経費ということで処理をさせていただいておりますので、我々の方としてはそういう考え方を元に整理を下関市とさせていただいて、現在に至っているわけでございます。

林委員 調整官と若干かみ合わない部分もたくさんあるんですけども、そのへんはいいとして、要するに公営ギャンブルにしても何にしても、事業経営なん

ですよ。結局。下関ボートレース局の事業経営。で、事業経営なので、当然その運営費というのを稼がないといけないんですよ。運営費というのを。事業経営だから。慈善事業じゃないからね。1万円舟券買って1万円返したら事業経営にならないじゃないですか。だからギャンブルというのは必ず胴元、運営側が儲かるシステムになっているんですよ。今も昔も。どの公営ギャンブル、パチンコ、スロットを含めて、ということなんです。だからこの原資というのはそういったギャンブルに負けた人のお金もないと胴元が儲からないから。ということで、この原資はそういうことにもなっているのではないかとということが私の質問の主旨でした。ということです。

堀企画総務部政策調整監 当然、舟券を購入してさらにそれに対しての事業体としての努力があった上での原資の生成であろうとは当然理解をさせていただいた上で、これは先ほど申しましたように上級官庁の監督に基づく整理をさせていただいているというところでの認識でおるところでございまして、それについては全く異論はございません。

中平委員 長門市環境整備協力費基金条例の説明資料の1ページです。3、処分（第6条関係）で、まず3番目のボートレースチケットショップながと周辺と、周辺の環境整備とありますが、この周辺というのを具体的に自治会名等で教えていただければ。

堀企画総務部政策調整監 委員のご指摘のとおり周辺の環境整備というふうに上げております。これにつきましてはボートレースチケットショップの設置自治会、さらには隣接をしている自治会等、さらに協議、これまで行ってきました、例を上げますと駅前区、湊中央区、さらには正明市等の隣接自治会をエリア対象として考えているところでございます。

中平委員 それと、1の教育及び子育てというのは周辺の教育及び子育てなのか、長門市全般の教育及び子育てなのかの確認をしたいと思います。

堀企画総務部政策調整監 自治会との協議の中でも長門市全体ということでのご意見をいただいておりますところとございまして、これにつきましては全域を想定しているところでございます。

岩藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第15号「長門市環境整備協力費基金条例」について、反対の立場から討論に参加するものであります。私は平成31年3月22日の3月定例会最終日に議員提出された「場外舟券発売場「(仮称)ボートレースチケットショップ長門」の設置に反対はしない決議案」に対して満身の怒りを込めて反対討論を行っております。皆さんご承知のよう

に、ギャンブル行為とは一つは自分で選択する、二つ目に偶然性によって結果が出る、三つ目は、結果が生活に影響を及ぼす、このような行為と定義されております。ギャンブルは刑法で禁じられておりますが、それは一般的に公序良俗、すなわち国民の健全な経済活動、勤労への影響と副次的犯罪の防止にあるからであります。一方で、競輪・競馬などの公営ギャンブルが、刑法の違法性を阻却して行われているのは、「収益の用途を公益性のあるものに限る」など、“8要件”が定められているからであります。したがって、民営ギャンブルの解禁が日本の法体系を根本的に覆さない限りできないのは、このためであります。

現在、下関市ボートレース企業局は、長門市東深川のＪＲ長門市駅前の民間駐車場の一部を活用し、「ボートレースチケットショップながと」を運営しております。ボートレースは、競輪・競馬・オートレースと並ぶ公営競技の１つで、モーターボート競走法をはじめとする法令・ルールの下、プロの選手達によって行われるモーターボート競技であり、ギャンブルであります。ギャンブルは本質的に一攫千金を求めるものであり、労働の対価によって生活するという、人間社会の基本に相反するものであります。日本はギャンブル依存症の比率は世界有数となっております。ギャンブル依存症とは、ギャンブルにのめり込む、興奮を求めて掛金が増えていく、ギャンブルを減らそう、やめようとしてもうまくいかない、ギャンブルをしないと落ち着かない、負けたお金をギャンブルで取り返そうとする、ギャンブルのことで嘘をついたり借金したりすることです。こうしたギャンブル依存症の対策や支援に社会的コストが発生しておりますが、どんなに時代やイメージが変わろうとも、その本質は変わりようがありません。

そもそも条例の趣旨は、「ボートレースチケットショップながと」における勝舟投票券の売上げに関し、本市に納入される環境整備協力費の用途を明確化し、有効活用を図るため、長門市環境整備協力費基金を設置するとあり、基金の処分内容については、本来は駅北地区のみならず、税金で賄われるべきであり、ギャンブルに負けた人たちの原資で補おうとすること自体、政治的、道義的、また公共政策としても許容できるものではありません。従って人の不幸の上に成り立つ基金の設置は認められない。そのことを強く申し上げまして意見いたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第40号「工事請負契約の締結について（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工

事（青海島・渋木・真木・俵山地区）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 一点だけ確認をさせてください。第 4 回臨時会の時に提出された日置、油谷地区の光ファイバーケーブル工事請負契約の入札において、仕様変更の問題点があったと思いますけれども、今回の入札案件においてはそのあたりの問題は解消されていたのかどうかをお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 1 回目と 2 回目と入札が行われまして、1 回目の入札におきましては特記仕様でお示しをした部材の一部がメーカー縛りというふうに結果的になっていた部分については 2 回目の入札において同等品の使用を可とする部分を明確に示したものとしております。今回につきましてもその部材については、そのメーカー縛りにならないようにしっかりチェックをしまして、同等品仕様という部分をさらに明確にお示しをした形での入札執行となっております。結果、10 社中 4 社の応札によりまして、問題なく入札が執行できたものというふうに思っております。

中平委員 落札率はどうなったかお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 89 パーセントとなっております。

中平委員 これは 6 者の辞退がありましたよね。その 6 者の各々の辞退理由が分かればお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 入札辞退の主な理由といたしましては、技術者や作業員の確保が困難だということで工期内納入が不可能という部分から辞退されたものがほとんどだと。午前中の委員会審査でも申し上げましたとおり、全国的に同様の工事が多く発生しておりまして、それに伴う部分ではないかと推測いたしております。

林委員 先ほどの吉津委員の関連ですけれども、日置、油谷の工事入札の件を言われていました。これ 1 回目が不調というか、辞退者が相次いで。これはその後の契約議案の審査をした総務民生委員会でも議論が出ました。その時に、入札において、業者に対して仕様書が同等品とか、ある特定メーカーの機器を使用する旨の誤解を招くような表記になっていたから、これを改めて 1 回目の入札が不調だったから 2 度目にかけた。そこで問題があったのはそれだけじゃなくて、入札制度そのものにかかなり疑義があったと思いますね。これは副市長も覚えていらっしゃると思うんですけど、つまりあの時の議論というのは最低制限価格によって、2 者しか応札がなくてその平均価格の 95 パーセントより低かった。結果として安く入れたほうが落ちちゃったという非常に摩訶不思議な

現象が起きて、この是正について委員会としては大体統一認識として執行部の方に入札制度の改善を申し入れたというふうに私は記憶しているのですが、その後、今回こういった入札においてそういった改善点、応札業者が4者あって、辞退者はいろんな先ほど、河野室長がおっしゃったような事情から6者が応じられなかったけど4者が入札に応じたということについて、こういう結果を出した事案、仮契約書を見ているんですけども、その後、あれから入札制度について、執行内部で改善なりそういうことをされたんですか。された結果がこういう感じなんですか。それともしないままこの結果だったんですか。

河野光ファイバー網整備推進室長 前回は今年度実施した入札によって1回目、2回目というかたちで、2回目の入札においては最低制限価格を下回った業者が切れてしまったという部分を受けて、委員会でそういったご指摘があったと。市としても入札制度については今後検討していきたいということでお答えをしたものというふうに記憶をしています。今回につきましてもまだ同じ年度に実施された入札でございますので、入札担当課の方ではおそらく検討はされていると思うんですけども、今回についてはとくに入札制度について変更したものはございません。従いまして、応札いただいた金額の中の95パーセントを下回る入札については最低制限価格にひっかかると。今回はその最低制限価格に引っかかって切られた業者さんはいらっしゃらないということでございます。

林委員 行政はスピード感を持って、というわりには入札制度についてはなかなか同一年度だったらやらなくてという、理屈としては通らないと思うんですけども、これ結果だけ見ると異常がない、というに変な言い方ですけど、ただ場合によっては、応札価格によっては、入れた札によっては同じ現象が起きる可能性があったということですよね、結果としてこれ。副市長、そうでしょう。今回たまたま平均値をとって95パーセントの最低制限価格としたらひっかかったから、これだけ見たら一瞬分からなかったんですよ。入札制度を変えたのかなと思ったんですけど、変えてなくてもこういう結果になるということは、確率論から言ったら2分の1の確率でなる可能性が、あっちの方に。2回目の入札でやったような現象が起きる可能性も無きにしもあらずだから、こういったものについては指摘を受けたら内部でしっかり調整をして、入札というのは定期的に行われていますのでそのあたり、スピード感と言ったら何をもってスピード感って執行部はおっしゃっているのかというのはよく理解できない部分もありますので、この点については副市長を先頭に、しっかり。なかなか副市長があの時、答弁でおっしゃったように市場原理に、公法の中に私法を入れてくるわけだから、根本的な矛盾があるわけですよ。この入札制度自体、市場原理に任せるわけだから。そういう意味でパーフェクトな当然入札制度はありません。ありえないが一つ一つ事例を参考にしながら積み上げた知見の中で

一歩でも二歩でも透明性、公平性、公開性を持った制度に改めていただきたい。今回の入札の仮契約書、仮契約議案を見て、副市長にそういった決意のお気持ちを聞かせていただいて質疑を終わりたいと思います。

大谷副市長 ご指名ですので私からお答え申し上げたいと思います。今委員ご指摘のとおり、前回の２回目の２期ですか、入札にあたりまして２者による変動型の、一般には信じがたい結果が出たわけでございます。その際に、この議案を出しました時に議案答弁を申し上げましたとおり、この変動型については県内でも唯一本市だけが施行しているという事実。それから、やはりその時々に応じて入札制度というものは、その時々に応じて変えていかなければならない、そういったところをよく注視して臨まなければいけないということは私から申し上げた通りでございます。ただ、今回は確かにおっしゃる通りスピード感も大事ですけども、公平性というのも一方では大事でございます。この点は、どうか行政の常でございますけども、ご容赦いただきたい。この年度内においては今回の議案もそうでございますけども、この変動型のもとで執行をさせていただいたというところをご理解をいただきたいと思います。ただ、この度組織改編によりまして、来年度は財政課、担当課である財政課を監理管財課というかたちに分離するということで、この監理管財課はいわゆるこの入札制度を一手に考えていく、引き受ける組織でもございます。こういったところで、先ほど申し上げた、検討は４月１日から、４月１日からと言いますか、今も財政課は研究を続けておるのでございますけども、４月１日からそういった施行を、その時々に応じた入札制度になるようにスピード感を持って臨んでまいりたいというふうに考えているところでございます。この点を申し上げて私の答弁とさせていただきます。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第４０号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第４０号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、８日の予算決算常任委員会総務民生分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。